

# マンション管理士 前島事務所通信

2016年(平成28年)11月25日

第00040号(隔月発行)

編集/発行者:前島 英史

住所:京都市下京区西洞院通花屋町上ル

西側町483 六条荘1C

電話:075-744-0918

URL: <http://www.mankan-maejima.com>

改正個人情報保護法の全面施行まで、およそあと1年。「個人情報取扱事業者」の要件から取り扱い量の規定が削除され、数に関係なく組合員名簿や居住者名簿、要援護者名簿などの個人情報を扱う管理組合は全て「個人情報取扱事業者」になる。同法所管の個人情報保護委員会は今秋以降、中小規模事業者向けのガイドライン案を公表し、安全管理措置の特例的な対応を例示する方針。管理組合等の対応方法についても、Q&A等の形式を含め示す考えだ。

昨年9月9日公布の同法改正法で、個人情報の取り扱い量が少ない事業者を適用除外としていた規定(第2条3項5号)が廃止された。それに伴い、過去6カ月以内に5000人以下という人数要件を設けていた施行令(第2条)も廃止することになり、先月施行令改正の政令案が公示された。法令は公布から2年以内、来年9月9日までに全面施行される。「個人情報取扱事業者」とは、個人情報をデータベース化して事業活動に利用している者。法人や営利・非営利の区別はない。データベースには

名簿も含まれる。管理組合員、居住者、要援護者等の名簿を作成・利用している管理組合、自治会・町会・防災会等の団体も法の適用対象になる形で、個人情報による「個人情報取扱事業者」になる」と指摘する。これまで情報取り扱い量が5000人が廃されたため、「除外」扱いを受けたが、このルールが廃されたため、管理組合は全て「個人情報取扱事業者」になる、というわけだ。

## 特区 会議

# 国交省と溝埋まらず

# 専ら住宅規定は民泊育む

正確かつ最新の内容に保つよう努めた結果、データの漏えいや毀損(きそん)の防止などの安全管理について必要な措置を講じなければならぬ。これまで情報取り扱い量が5000人が廃されたため、「適用除外」扱いを受けたが、このルールが廃されたため、管理組合は全て「個人情報取扱事業者」になる」と指摘する。

取得する個人情報の利用目的や名簿の管理方法等を明示している。一般社団法人マソシヨン管理業協会発行の『マンション管理業協会』は、主務大臣の命令や勧告に従わなければならぬ場合は6月以

月、『マンション管理組合で作成する名簿の取り扱いに関する細則』を発行し、組合員・居住者・要援護者の各使用細則モデルを提示。原則的に対応するとの旨が示されている。

マンション管理セミナーは昨年1月、『マンション管理組合等が名簿の取り扱いに関する細則』を発行し、組合員・居住者・要援護者の各使用細則モデルを提示。原則的に対応するとの旨が示されている。

特区会議は、これまで情報取り扱い量が5000人が廃されたため、「適用除外」扱いを受けたが、このルールが廃されたため、管理組合は全て「個人情報取扱事業者」になる、というわけだ。

マンション標準規約と民泊の関係を巡り、国土交通省と国家戦略特区諮問委員会の間で、現行の最低宿泊日数が決定。年内をめどに日数を規定しておるが、特区会議は難

# 来年9月までに施行へ 適用除外ルール撤廃

## 個人情報保護法改正

下の懲役や罰金刑に処せられることがになっている。同法の趣旨を踏まえ、公益財團法人管理組合等はどのように管理会社向けに個人情報取得等に応じる対応すべきか。個人情報保護ガードラインは主に管理会社等に配慮を考慮する各種書式例を掲載し、事業者の対応方法を示す。個人情報取得等に応じる意見はある。理組合や自治会等に活動内容を踏まえており、混乱が起きた場合、細則作成で対応する場合、どの程度まで規定を整えるべきか。

同委員会は「ガイドライン案ではガイドライン案で小規模事業者向けに特

に同省の検討内容を提示した。特区民泊への対応について、対象が地域限定のため「標準管理規約は改正しないが、関係地方自治体や関係団体に通知」という形を取ることとし、内容は「①民泊を許容するか否かを規約上明確化しておくことと②規約の民泊許容・禁止の両規定例(次頁へ続く)

# 「賃料は区分所有者に帰属」

マンションの屋  
「収益事業」と位  
課税した地元税務  
処分の取り消しを  
理組合は共用部分  
益は帰属しない「  
者」などしている

訴状等によると、管理組合は賃料等への法人税課税に対し、税務署に更正を請求、否認され、異議申し立てと審査請求でも却下されたため、処分と地元国税不服審判所の採決判断の取り消しを求め、提訴に踏み切った。

管理組合側が強調している主張は、「公用部分の所有者でない管理組合に賃料は帰属しない」という点。

審判所採決書の「賃料はいつたん管理組合に帰属し、決議等によつて各区分所有者に帰属

する」という主張に對し、「論理が逆」と指摘。「賃料は所有者である各区分所有者に即時かつ最終的に帰属」し、管理規約で共用部分等の利用を集会決議できるが、その規約も課すかは区分所有者の自由で、採決の判断は「基本的的前提を無視」しており、管理組合に収益が帰属していない以上、課税はできないとしている。

通信事業者と締結した契約は「所有権のない管理組合が、権限のない者として行つた契約」として、自ら無効である。

ると主張している。裁決書は管理組合を「権利能力なき社団」と判断している。この法的性質に關し管理組合側は「管理組合は一般の権利能力なき社団とは異なるた固体」と指摘。  
第三者との行為の責任を各区分所有者は専有部分面積割合で負つていいるため、「実態が権利能力なき社団であつても、法律上は民法上の組合に近いものと見なくてはならない」との考えを示した。

所有者と管理組合との関係も再検討する必要がある。 ◇

八田座長は9月9日の諮詢会議でも「マンションの住民が民泊を望まないならば、その旨を管理規定で定めればいいこと」と発言している。「現行の規約のままでも民泊は可能」が持論のため、民泊禁止の規定例示は賛成だが、許容の規定は蛇足と映るようだ。一方、石井啓一国交相は昨年12月2日の記者会見で「現行の標準管理規約で特区民泊を行なうには規約改正が必要」と真逆の見

理組合に対し親切。現行の規約規定が民泊に有効か無効かの決着は訴訟を行なうマンションの確定判決を待つしかなく、待っていたら現場で混乱が続く」と説明する。

同省は建築基準法の立地規制に関しては住居専用地域で実施する場合、地域住民への周知・理解等を求めることとして、これらの対応を前提に特区の民泊を「住宅として扱う」とを自治体等に通知する方針だ。(マンション管

# 管理組合への課税に異議

## 処分の取り消し求め提訴

**事件 携帯基地局設置 税務署が収益事業認定**

年5月29日の東京地裁判決を留保付きで引用し、賃料の団体への合有的帰属に関する「管理組合」に關し、新規子

者相手では手間が掛かる上、取りにくくなる」と話す。(マジックショーン管理新聞)

以外の収入合算20万円以下は非課税なので、税務署としては管理組合への課税は取りやめ、各区分所有者(1018号)へ

編集後記

(使用者が記入してください)